

資料3-1-4-3 宮城県原子力災害警戒本部・災害対策本部運営要領

1 目的

この要領は、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「防災計画」という。）に定める宮城県原子力災害警戒本部の設置・運営、宮城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び宮城県原子力現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の設置・運営並びに原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）への参画等について必要な事項を定めることにより、それぞれの本部及び協議会の活動体制を迅速に確立し、災害応急対策及び緊急事態応急対策を円滑に実施することを目的とする。

なお、この運営要領に定めない事項は、資料3-1-4-2「宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務」、女川オフサイトセンター運営要領（内閣府）、及び原子力災害対策マニュアル（原子力防災協議会幹事会）等による。

2 活動体制の確立

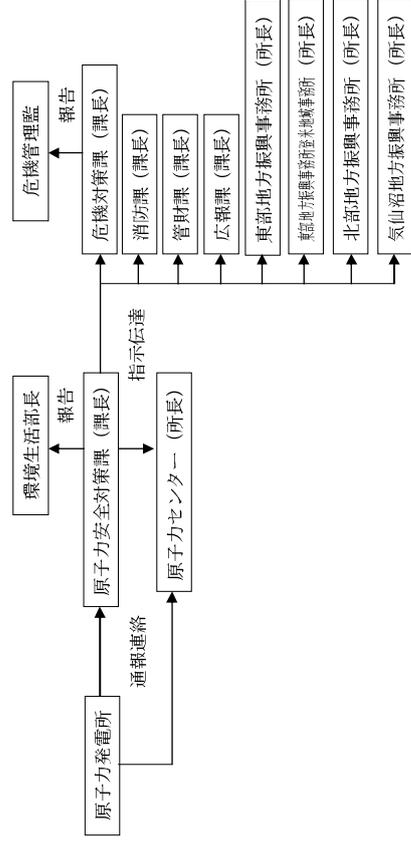
(1) 原子力災害警戒配備

① 通報連絡

原子力発電所において事故が発生し、又はそれに先行する事象が検知された場合（女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）第7条に基づく「放射性物質の漏洩を伴う事象等、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に定める報告事象に該当するおそれがある事象が発生したとき）等のうち放射性物質又は放射線の放出のおそれがあると判断される事象）が検知された場合、女川原子力発電所原子力防災管理者（以下「原子力発電所防災管理者」という。）から、原子力安全対策課及び原子力センターに対してFAX等による通報連絡が行われる。通報連絡を受けた場合は、②に記載のとおり対応する。

② 指示伝達、報告

原子力発電所から通報連絡を受け、原子力災害に対する警戒が必要と認められる場合は、原子力安全対策課長は原子力安全対策課職員に原子力災害警戒配備を指示するとともに、危機対策課、消防課、管財課、広報課、東部地方振興事務所、同登米地域事務所、北部地方振興事務所、気仙沼地方振興事務所及び原子力センター（以下、これらの一部又は全部を「関係課所」という。）への原子力災害警戒配備の指示伝達を行う。



現地本部事務局，各班の分掌事務及び事務分担等

名称（人員）	分掌事務	所属課（室）所
現地本部事務局 事務局長 事務局次長 危機対策課* 2名 環境生活総務課 1名 原子力安全対策課4名 東部地方振興事務所2名 計 11名	1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 5 広報対策に関すること。 6 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。 7 災害情報の収集及び伝達に関すること。 8 関係市町及び現地地防災関係機関等との連絡調整に関すること。 9 現地本部の庶務に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	危機対策課* 環境生活総務課 原子力安全対策課 東部地方振興事務所 その他の職員
※災害の状況（複合災害の有無等）に応じ、災害対策本部で代表者を調整することとする。		
モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	「緊急時モニタリング実施要領」による。 「原子力防災緊急時被災者医療活動マニュアル」による。
医療班	1 緊急時医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	保健福祉総務課
住民生活班 班長 副班長 6名課所 2名 計 14名	1 生活必需品物資の供給に関すること。 2 飲食物の摂取制限に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	保健福祉総務課 農林水産総務課 食と暮らしの安全推進課 東部地方振興事務所 東部保健福祉事務所 その他の職員 東部地方振興事務所北地域事務所* 北部地方振興事務所* 気仙沼地方振興事務所* 東部保健福祉事務所北地域事務所* 北部保健福祉事務所* 気仙沼保健福祉事務所*
警察班	1 住民等に対する広報及び誘導等の誘導に関すること。 2 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 5 その他県警察本部長の特命事項に関すること。	「宮城県警察災害警備実施要領」による。

(2) 原子力災害特別警戒配備（原子力災害警戒本部設置）

① 通報連絡

原子力発電所のパラメータ等が警戒事態（Alert）に相当するような緊急時活動レベルに至った場合（原子力発電所のモニタリングポスト又は県のモニタリングステーション等）によって1マイクログラム/時以上の放射線量が検出された場合等を含む）には、女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力発電所防災管理者から原子力安全対策課及び原子力センターに対してFAX等による通報連絡が行われる。通報連絡を受けた場合は、②に記載のとおり対応する。

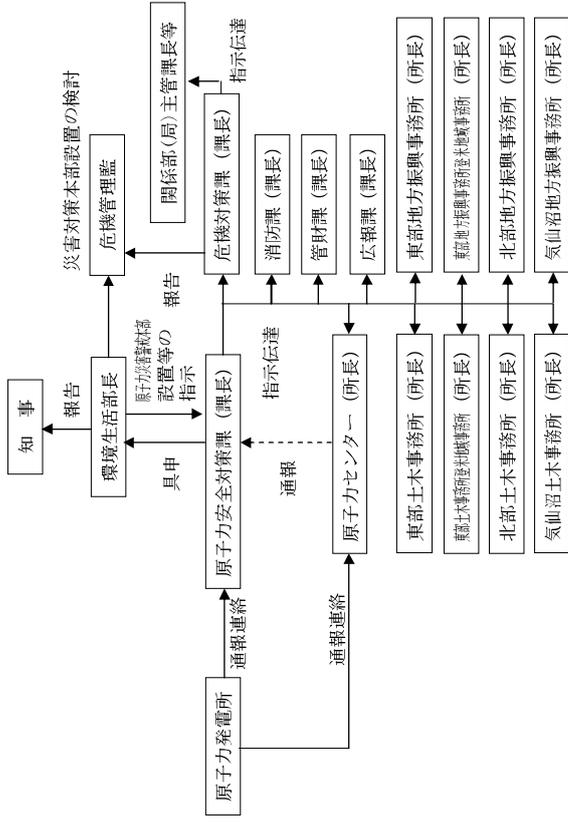
また、原子力発電所からの通報がない状況において、モニタリングステーション等により1マイクログラム/時以上の放射線量を検出した場合、原子力センターは原子力安全対策課に通報を行う。原子力安全対策課は、必要に応じて東北電力内に原子力発電所の状況を確認することとし、この場合において放射線量の検出が原子力発電所に起因すると判断したときは、同様に②のとおり対応する。

② 指示伝達、報告

原子力発電所からの通報連絡又は原子力センターからの通報を受け、原子力災害に対する警戒体制を強化する必要があると判断したときは、環境生活部長は原子力安全対策課長からの具申により、原子力災害特別警戒配備（原子力災害警戒本部設置（本部長：環境生活部長））及び関係課所、関係部（局）主管課等への指示伝達について、原子力安全対策課長に指示するものとする。

原子力災害警戒本部事務局は、原則として原子力安全対策課に置く。

なお、警戒事態のうち、震度6弱以上の地震が発生した場合には、災害対策本部が自動設置されることから、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を行う。同様に大津波警報発令の場合、特別警戒本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を行う。その他、原子力災害対策指針による規定と自然現象等に関する県の配備基準に疑義が生じた場合、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とし、災害の状況を踏まえて必要な調整を行うものとする。



(3) 災害対策本部

① 通報連絡

原子力発電所のパラメータ等が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に相当するような緊急時活動レベルに至った場合（原災法第10条相当、特定事象）、又は全面緊急事態（General Emergency）に相当するような緊急時活動レベルに至った場合（原災法第15条相当、緊急事態）には、女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力発電所防災管理者から原子力安全対策課及び原子力センターに対してFAX等による通報連絡が行われる。通報連絡を受けた場合は、②に記載のとおり対応する。

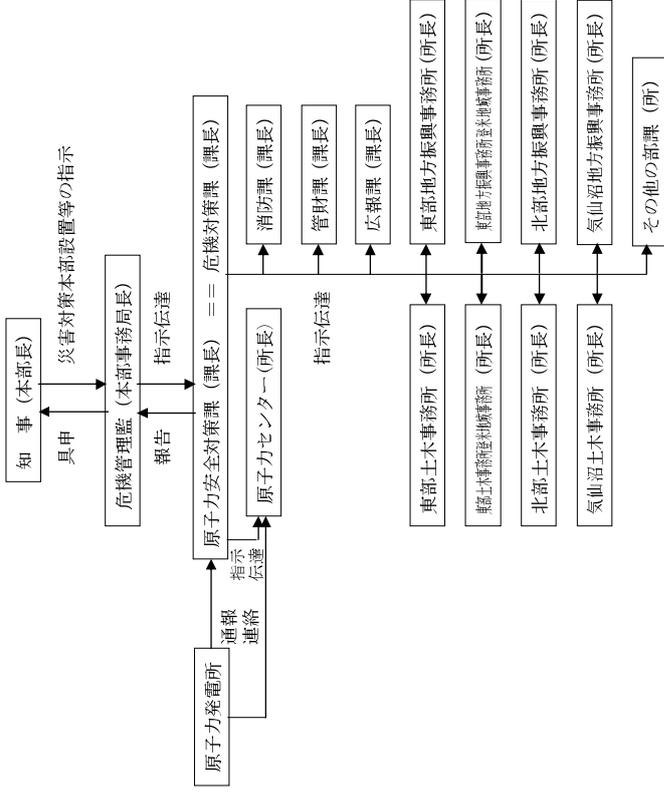
また、原子力発電所に事故が発生し、災害対策本部の設置について国から指示指導又は助言があったとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき、若しくはその他の特に知事が必要と認めたとときも同様に②のとおり対応する。

② 指示伝達、報告

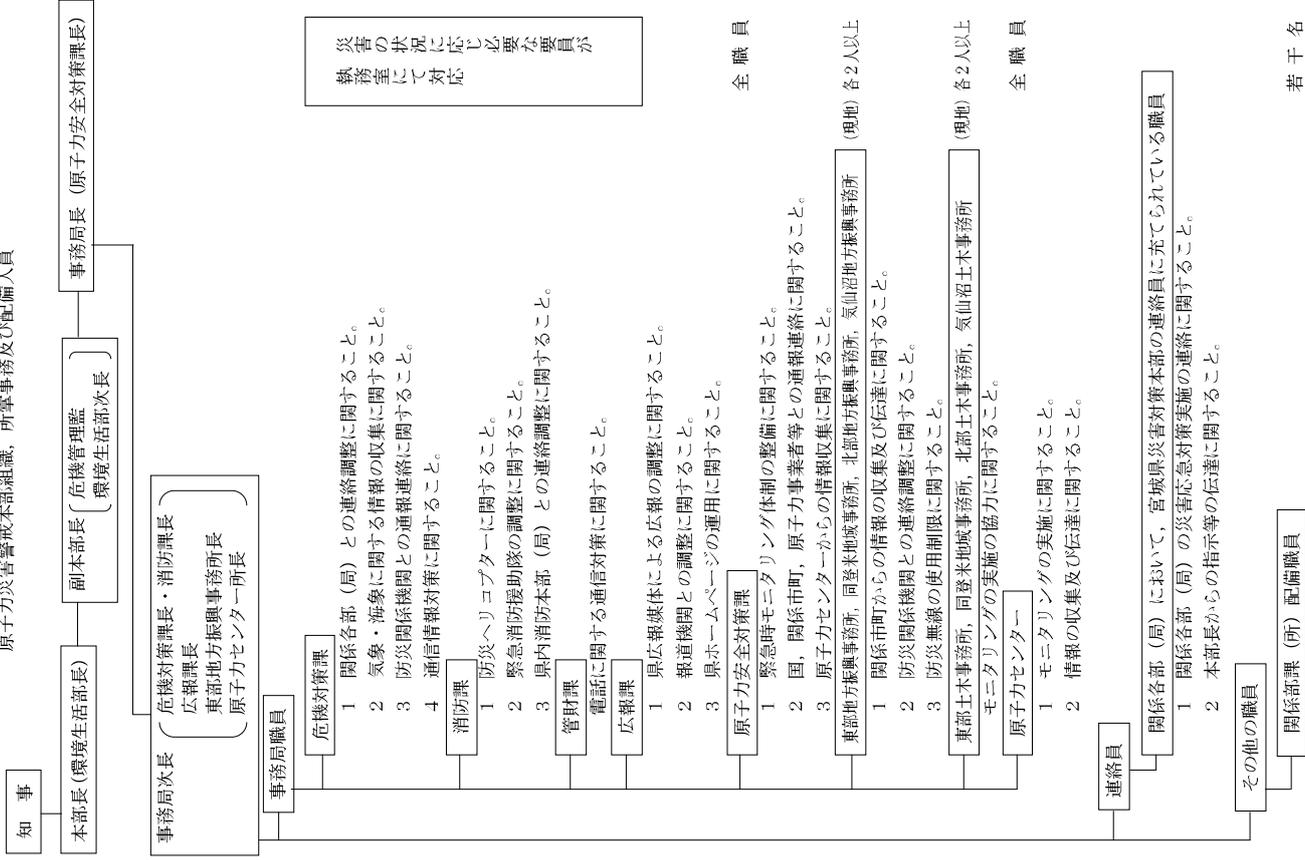
原子力発電所からの通報連絡を受け、又は①と同様の対応を行うとした状況において、災害対策本部を設置する必要があると判断したときは、知事は危機管理監からの具申を受けて災害対策本部（本部長：知事）の設置及び関係課所及び関係部（局）主管課等への指示伝達について危機管理監に指示する。

この場合、原則として危機管理監を事務局長とする災害対策本部事務局を危機管理センターに置く。本部事務局長は、本部長（知事）の指示を受けて災害対策本部会議を開催する。

本部長は、災害対策本部の設置と同時に現地本部（本部長：担当副知事）を原則として緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に設置する。



原子力災害警戒本部組織、所掌事務及び配備人員



(3) 災害対策本部

原子力災害に関して災害対策本部設置の指示がなされた場合、県庁に災害対策本部を、原則としてオフサイトセンターに現地本部を設置し、次により対応する。(資料3-4-2「宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務」も参照のこと。)

なお、災害対策本部においては原則として災害応急対策に従事することができると全職員を配備するが、夜間休日等の初動対応については、危機対策課、原子力安全対策課及び原子力センターの職員は原則として全職員を配備する。その他の関係課所においては1つの所掌事務(主要なもの)につき2人以上を目安として配備することとする。他の職員については、状況に応じて連絡体制を確保した上で待機させることができるものとする。

また、初動対応以降においては、事態が長期化した場合を想定し、継続的に対応可能な職員の配備を行うものとする。

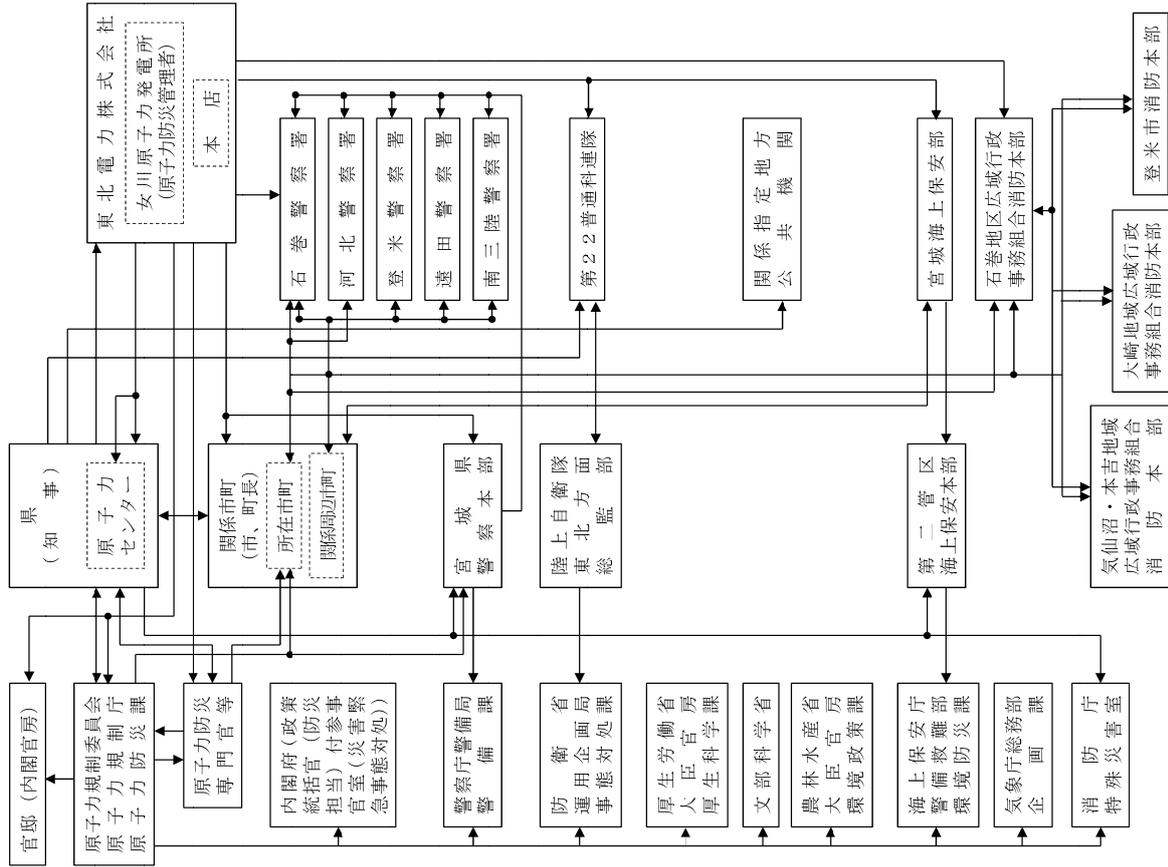
① 災害対策本部 (県庁)

- ・災害対策本部の各部の部長は、各部職員に災害対策本部における分掌事務(原子力災害時)の遂行を指示する。
- ・災害対策本部事務局長は、本部事務局職員に所掌事務の遂行を指示する。
- ・本部事務局長は、本部長の指示を受けて災害対策本部会議を開催する。本部会議は、原則として庁議室において開催し、本部長が主宰する。
- ・本部事務局長は、本部事務局職員に本部及び現地本部の設置に関する国(原子力災害対策本部、原子力規制委員会、消防庁)への報告を指示する。
- ・本部事務局長は、本部事務局職員に関係市町長、原子力事業者、陸上自衛隊東北方面総監、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長その他の防災関係機関の長に対し、現地本部に駐在する連絡員の派遣の要請を指示する。
- ・本部事務局長は、本部事務局職員に専門家の助言、専門家の派遣、他都道府県の応援、防災要員の派遣、緊急消防援助隊の応援、国の職員の派遣、防災関係機関等に対する協力、自衛隊の派遣等に関して速やかに要請できよう、それぞれの専門家、関係機関に要請準備として必要な情報を伝達するよう指示するとともに、要請が必要な事態になった場合には本部長の決裁を得て、それぞれの場合に要請するよう指示する。
- ・本部事務局職員は、現地本部に対し情報、指示等を速やかに伝達するとともに現地本部事務局職員と連携して、指示に基づき、国、防災関係機関等へ報告、要請等を行う。

(派遣要請等の例)

- 専門家の助言要請
- 専門家の派遣要請 (原子力規制委員会、内閣府)
- 他都道府県の応援 原子力災害時の相互応援に関する協定 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定 など
- 原子力事業者防災要員の派遣要請
- 緊急消防援助隊の応援要請
- 国の職員の派遣要請
- 防災関係機関等に対する協力要請
- 自衛隊の派遣要請

緊急時通報連絡系統図



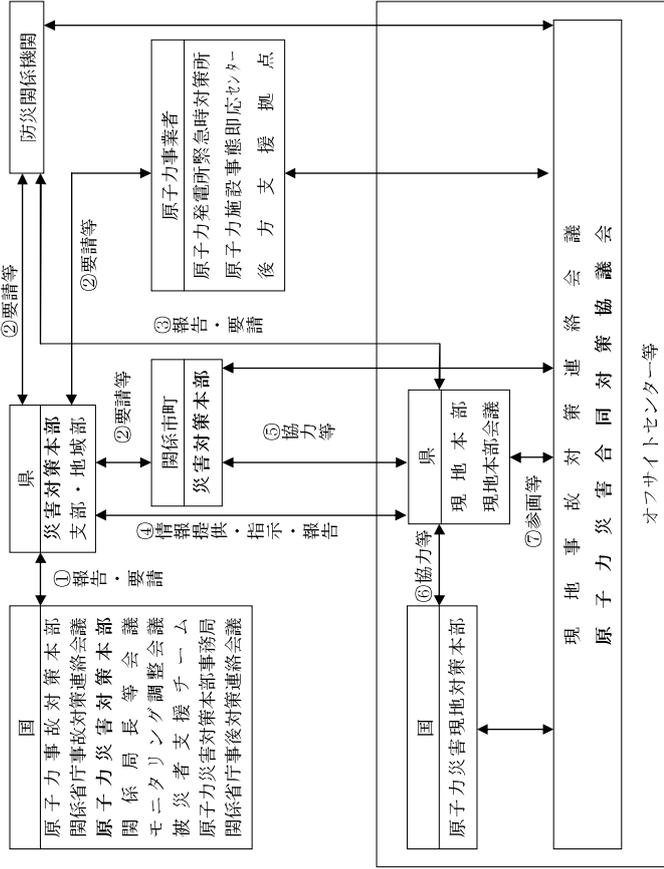
② 現地災害対策本部 (現地本部)

- ・ 現地本部事務局長 (担当副知事) は、現地本部事務局及び現地本部各班に分掌事務の遂行を指示する。
- ・ 現地本部事務局長 (原子力安全対策課長) は、現地本部長の指示を受けて現地本部会議を開催する。現地本部会議は、原則としてオフサイトセンターの定められた場所において開催し、現地本部長が主宰する。
- ・ 現地本部事務局長は、災害対策本部への速やかな報告等に配慮する。
- ・ 現地本部局長は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るため現地本部事務局において破ばく管理を行う。

※担当副知事とは、環境生活部担当の副知事 (第二順位、平成25年9月現在) を指す。

4 国、関係市町等との連携体制

県は、災害対策本部及び現地本部を設置した場合、又は、原子力緊急事態宣言が発出されて合同対策協議会が開催される場合などには、国、関係市町、防災関係機関、原子力事業者等と密接に連携して、緊急事態応急対策を実施する。



- ① 報告、要請
 - ② 要請、指示・指導・助言
 - ③ 報告、要請
 - ④ 情報提供、指示、報告
 - ⑤ 協力、情報提供、指示・指導・助言
 - ⑥ 協力、報告、要請
 - ⑦ 参画、連絡・調整・情報共有
-「3-3-1」に記載
-「3-3-1、4-1」に記載
-「3-3-1」に記載
-「3-3-1、2」に記載
-「4-1」に記載
-「4-2、3」に記載
-「4-3、4」に記載

(1) 関係市町への協力

- ・災害対策本部事務局長（危機管理監）は、災害対策本部長（知事）の決裁を得て、災害対策本部事務局職員に關係市町の災害対策本部の運営、緊急事態応急対策の実施等に係る指示、指導、助言等を關係市町長に伝達するよう指示する。
- ・現地本部事務局長（原子力安全対策課長）は、關係市町において災害対策本部を設置した場合には、

現地本部事務局職員に原子力発電所の事故の状況、今後の事故の推移の予想等の正確な情報を關係市町へ提供するよう指示するとともに、關係市町の対応状況を把握し、關係市町の災害対策本部の運営や緊急事態応急対策の実施について關係市町へ協力するよう指示する。

(2) 合同対策協議会の開催準備等の協力

- ・現地本部事務局長（原子力安全対策課長）は、現地本部事務局職員にオフサイトセンターにおける合同対策協議会の開催準備等の協力を指示する。

(3) 国の現地事故対策連絡会議との連携

- ・現地本部長は、国からオフサイトセンターにおいて開催される現地事故対策連絡会議への県職員のパワーポイント提供、国からオフサイトセンターには、現地本部事務局職員を派遣し、国等との連絡・調整、情報の共有にあらせらる。

(4) 合同対策協議会への参画

- ・現地本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて合同対策協議会が開催されることとなった場合は、現地本部事務局長及び現地本部各班長に対し現地本部事務局及び現地本部各機能班が合同対策協議会の各機能班と連携して緊急事態応急対策を実施するよう指示する。また、あらかじめ定められた合同対策協議会の構成員の他に、合同対策協議会の各機能班に所要の人員の現地本部員を派遣するなどして、合同対策協議会の運営に協力する。

合同対策協議会各機能班と現地本部事務局・各班との事務又は業務の連携

合同対策協議会	現地本部
<p>全体会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンター内の情報共有 ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 ・緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡 ・各機能班からの緊急事態応急対策の実施状況の確認 ・緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について原災本部への提言 	<p>現地本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整 ・合同対策協議会における応急対策の協議 ・広報対策に関する事項 ・緊急時モニタリングに関する事項 ・放射能影響評価解析に関する事項 ・本部長の指示等の関係市町等への伝達 ・災害情報の収集及び伝達 ・関係市町及び周辺防災関係機関との連絡調整 ・飲食物の採取制限等に関する事項 ・生活必需品の供給に関する事項 ・その他本部長が指示する事項に関する事項 <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部との連絡調整 ・原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整 ・現地事故対策連絡協議会及び現地対策本部との連絡調整 ・合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議 <ul style="list-style-type: none"> ・本部長の指示等の関係市町等への伝達 ・関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整 【連絡 → 合同対策協議会総括班】 【連絡 → 合同対策協議会総括班】 ・災害情報の収集及び伝達 ・広報対策 ・現地本部の庶務 ・その他現地本部長が指示する事項 <p>住民生活班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の供給【実施】 ・飲食物の採取制限【実施】 ・その他現地本部長が指示する事項 <p>警察班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する広報及び退避等の誘導 ・立入り等の制限措置及び解除 ・防護対策地区及び周辺地域の警戒警備 ・避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等 ・その他県警察本部長の特命事項 <p>医療班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療活動の調整 ・スクリーニング、除染、緊急搬ばく医療に関する情報収集 ・緊急搬ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調査 <p>放射線班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング結果等の合同対策協議会資料の作成 ・E.R.C.チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整 ・除染等に関する企画立案 <p>実働対処班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実働省庁又は官邸チーム実働対処班及びE.R.C.チーム実働対処班等との連絡・調整 <p>プラントチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の把握及び進展予測 ・プラントの状況に関する情報提供
<p>運営支援班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンター等の飛渡整備 ・各種通信回線の確保 ・参加者の食料等の確保 	
<p>広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への対応 ・E.R.C.チーム広報班、県及び市町村災害対策本部等との情報共有 ・住民からの問い合わせ等への対応 	
<p>住民安全班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・住民避難状況に係る情報収集 ・輸送に係る調整 	
<p>医療班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療活動の調整 ・スクリーニング、除染、緊急搬ばく医療に関する情報収集 ・緊急搬ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調査 	
<p>放射線班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング結果等の合同対策協議会資料の作成 ・E.R.C.チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整 ・除染等に関する企画立案 	
<p>実働対処班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実働省庁又は官邸チーム実働対処班及びE.R.C.チーム実働対処班等との連絡・調整 	
<p>プラントチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の把握及び進展予測 ・プラントの状況に関する情報提供 	

合同対策協議会の構成員

関係機関	構成員：10数名	補助構成員：20～30名
国	<p>原子力災害現地対策本部長 (環境副大臣又は環境大臣政務官)</p> <p>原子力災害現地対策本部本部長 (原子力規制庁地域安全総括官)</p> <p>内閣官房内閣参事官</p> <p>内閣府政策統括官付企画官</p> <p>緊急時モニタリングセンター長</p> <p>その他指定行政機関代表者</p>	<p>合同対策協議会総括班責任者 (原子力規制庁技術基盤課長)</p> <p>合同対策協議会広報班責任者 (原子力規制庁政策課長、広報対策課長補佐(申告班))</p> <p>合同対策協議会プラントチーム責任者 (放射能影響評価課、放射線班(放射線班)管理課)</p> <p>合同対策協議会放射線班責任者 (原子力規制庁監視情報課課長補佐(総括))</p> <p>合同対策協議会運営支援班責任者 (原子力規制庁業務管理課課長補佐(会計))</p> <p>原子力防災専門官</p> <p>その他原子力災害現地対策本部要員</p>
県	<p>現地本部長</p> <p>現地副本部長(総括担当)</p> <p>現地副本部長(住民生活・連絡調整担当) (合同対策協議会住民安全班責任者)</p> <p>現地副本部長(医療・住民生活担当) (合同対策協議会医療班責任者)</p>	<p>現地本部事務局長 (合同対策協議会総括班副責任者)</p> <p>現地本部住民生活班班長 (合同対策協議会広報班副責任者)</p> <p>現地本部モニタリング班班長 (合同対策協議会放射線班副責任者)</p> <p>現地本部警察班班長 (合同対策協議会住民安全班副責任者)</p> <p>現地本部事務局次長 (合同対策協議会運営支援班副責任者)</p> <p>その他現地本部要員</p>
関係市町	<p>災害対策副本部長</p>	<p>災害対策本部要員</p> <p>立地消防本部代表者</p>
原子力事業者	<p>本店緊急時対策本部副本部長</p>	<p>発電所緊急時対策本部副本部長</p>
原子力規制委員会	<p>原子力規制委員会 緊急事態応急対策委員</p>	<p>原子力関係、防護対策関係の専門家で構成 (日本原子力研究開発機構等)</p>

合同対策協議会構成員と国現地对策本部及び県現地对策本部の対応

国現地对策本部 (◎: 責任者)	合同対策協議会 (◎: 責任者, ○: 副責任者)	県現地对策本部
<p>総括班 ◎規制庁技術基礎課長</p> <p>運営支援班 ◎規制庁業務管理室課長補佐(会計)</p> <p>広域班 ◎規制庁政策評価・広域広報課長補佐(申告班)</p> <p>住民安全班 ◎規制庁安全規制管理室課長補佐(PR・F型)付安全規制管理室(PMR担当)</p>	<p>事務局 局長: 原子力安全対策課長 次長: 規制庁技術基礎課長 副局長: 規制庁業務管理室課長補佐(会計)</p> <p>住民生活班 班長: 東部保健福祉事務所 副班長: 東部保健福祉事務所</p> <p>警察班: 班長: 県警察本部警備部警備課災害対策室長 副班長: 県警察本部警備部警備課課長補佐</p> <p>医療班 班長: 石巻保健所長 副班長: 東部保健福祉事務所技術副所長</p> <p>モニタリング班 班長: 原子力センター所長 副班長: 原子力センター監視測定班長</p> <p>実動対応班 ◎規制庁業務管理室課長補佐(総合)</p> <p>プラントチーム ◎規制庁安全規制管理室(PMR・F型)付安全規制管理室(申告班)</p>	<p>副本部長(総括): 環境生活部長</p> <p>副本部長(医療・住民生活): 保健福祉部長(兼担当)</p> <p>副本部長(広域・モニタリング): 環境生活部長(兼担当)</p>

合同対策協議会機能班における国、県、関係市町等の員数

班名	任務	国	県	関係市町等	計
総括班	責任者	規制庁技術基礎課長	1		1
	副責任者	規制庁技術基礎課長	1	JMRA-PEAT	1
	班員	内閣府内閣参事官	1		4
		内閣府政策統括官(企画・政策)	1		1
運営支援班	責任者	規制庁安全規制管理室課長補佐(PR・F型)付安全規制管理室(PMR担当)	1		1
		規制庁技術基礎課長	1		1
		規制庁安全規制管理室課長補佐(PR・F型)付安全規制管理室(PMR担当)	1		1
		規制庁技術基礎課長	1		1
		規制庁安全規制管理室課長補佐(PR・F型)付安全規制管理室(PMR担当)	1		1
		規制庁技術基礎課長	1		1
		規制庁安全規制管理室課長補佐(PR・F型)付安全規制管理室(PMR担当)	1		1
		規制庁技術基礎課長	1		1
		規制庁安全規制管理室課長補佐(PR・F型)付安全規制管理室(PMR担当)	1		1
		規制庁技術基礎課長	1		1
広域班	責任者	規制庁政策評価・広域広報課長補佐(申告班)	1		1
		東部保健福祉事務所	1		1
		東部保健福祉事務所	1		1
		東部保健福祉事務所	1		1
住民安全班	責任者	規制庁安全規制管理室課長補佐(PR・F型)付安全規制管理室(PMR担当)	1		1
		東部保健福祉事務所	1		1
		東部保健福祉事務所	1		1
		東部保健福祉事務所	1		1
		東部保健福祉事務所	1		1
		東部保健福祉事務所	1		1
		東部保健福祉事務所	1		1
		東部保健福祉事務所	1		1
		東部保健福祉事務所	1		1
		東部保健福祉事務所	1		1
放射線班	責任者	規制庁放射線対策課長補佐(総合)	1		1
		規制庁放射線対策課長補佐(総合)	1		1
		規制庁放射線対策課長補佐(総合)	1		1
		規制庁放射線対策課長補佐(総合)	1		1
		規制庁放射線対策課長補佐(総合)	1		1
		規制庁放射線対策課長補佐(総合)	1		1
		規制庁放射線対策課長補佐(総合)	1		1
		規制庁放射線対策課長補佐(総合)	1		1
		規制庁放射線対策課長補佐(総合)	1		1
		規制庁放射線対策課長補佐(総合)	1		1
実動対応班	責任者	規制庁業務管理室課長補佐(総合)	1		1
		規制庁業務管理室課長補佐(総合)	1		1
		規制庁業務管理室課長補佐(総合)	1		1
		規制庁業務管理室課長補佐(総合)	1		1
		規制庁業務管理室課長補佐(総合)	1		1
		規制庁業務管理室課長補佐(総合)	1		1
		規制庁業務管理室課長補佐(総合)	1		1
		規制庁業務管理室課長補佐(総合)	1		1
		規制庁業務管理室課長補佐(総合)	1		1
		規制庁業務管理室課長補佐(総合)	1		1

資料 3-6-1 緊急時モニタリング実施要領

1. 目的

この要領は、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）について、組織、業務内容等に関する必要な事項を定め、緊急時モニタリングを円滑に実施することを目的とする。

2. 配備体制

災害対策本部（現地本部）を設置する前（警戒事象等発生）の段階では、原子力センター所長の指揮下、原子力センターにおいてモニタリング班を設置し、モニタリングを実施する。

災害対策本部（現地本部）を設置した段階で、現地本部内のモニタリング班に移行する。

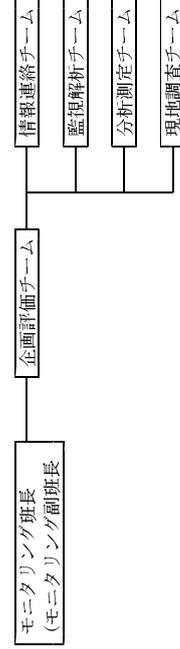
モニタリング班には、モニタリング班長（原子力センター所長）及びモニタリング副班長（監視測定班長）をおく。また、各チームに責任者をおく。

(1) 災害対策本部（現地本部）設置前段階

① 警戒配備；原子力センター職員



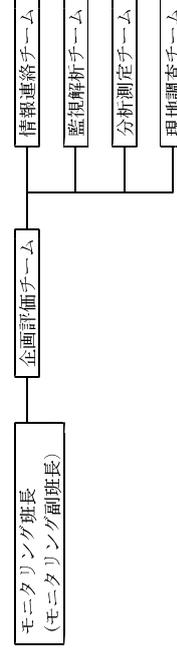
② 特別警戒配備；原子力センター職員，東北電力株式会社



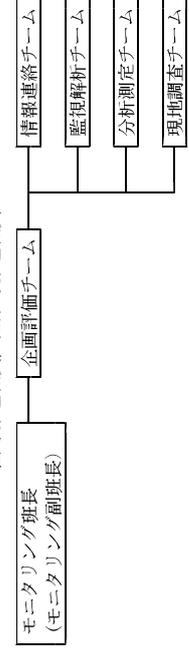
*：企画評価チームは、各チームの中から班長が指名する。

(2) 災害対策本部（現地本部）設置段階

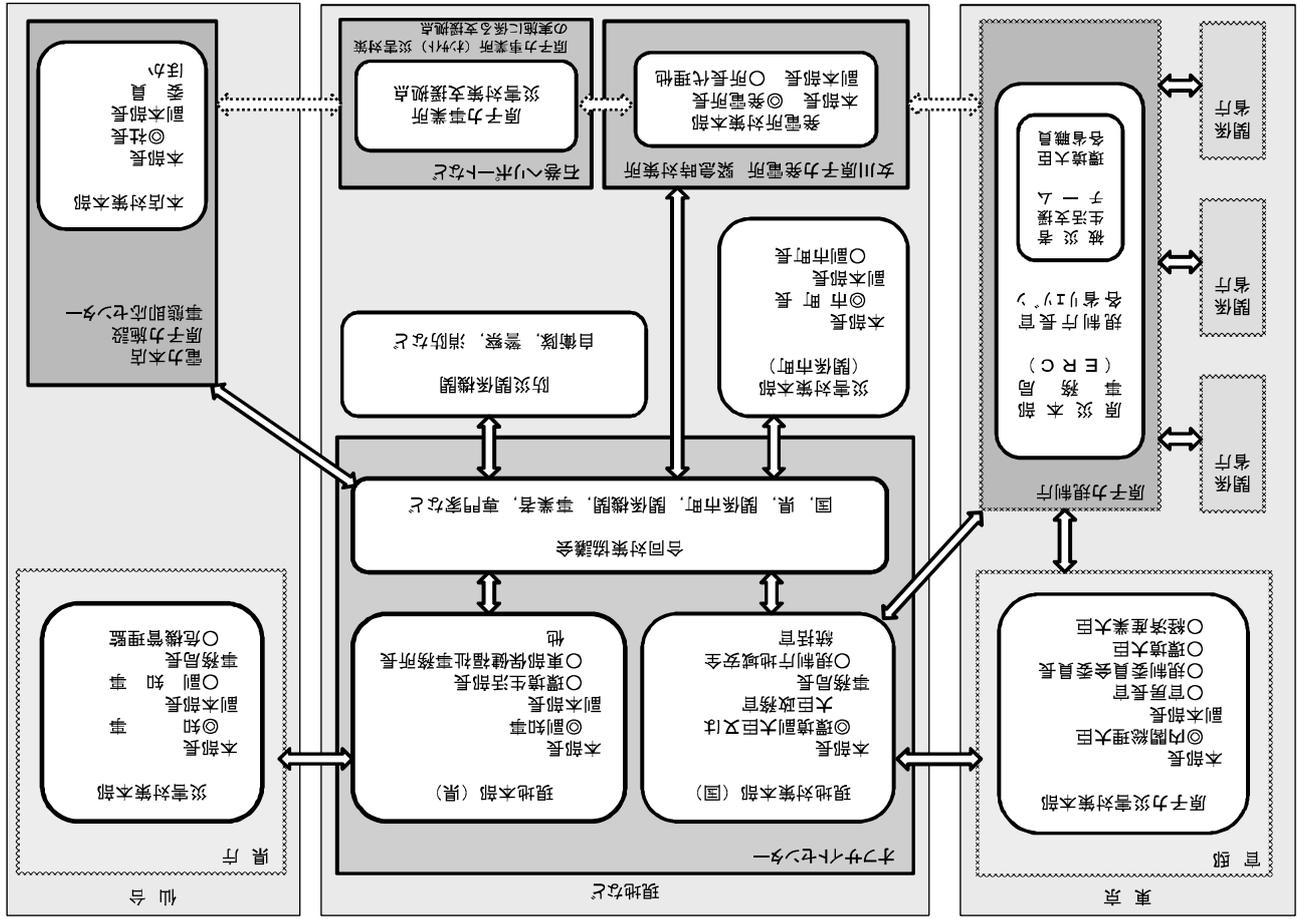
③ 災害対策第1配備；原子力センター職員，東北電力株式会社，関係市町職員，関係市町職員，県派遣職員，国等派遣職員，他県等派遣職員



④ 災害対策第2配備；原子力センター職員，東北電力株式会社，関係市町職員，関係市町職員，県派遣職員，国等派遣職員，他県等派遣職員



緊急事態時対策の体制



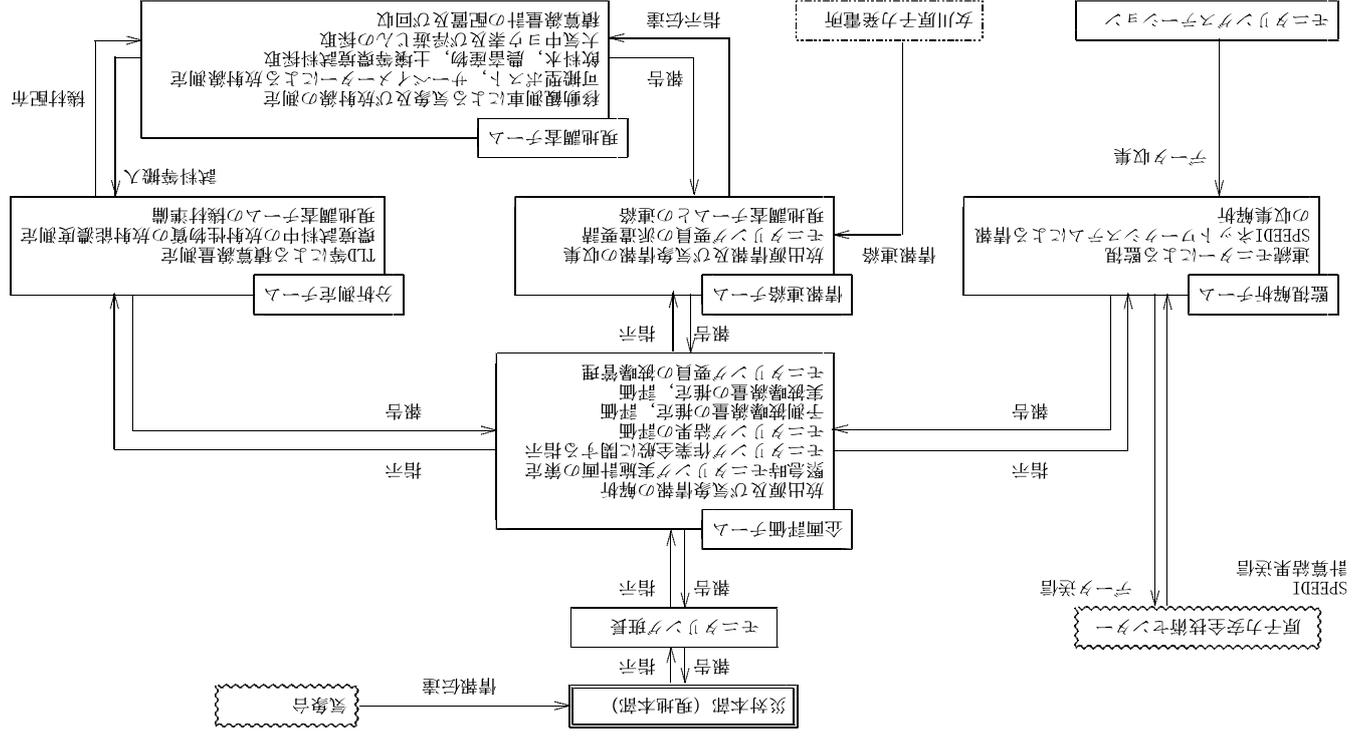
3. 業務内容

モニタリング班の業務は、次の表のとおりとする。

	業務内容	報告等
モニタリング班長	1. モニタリング班の編成及び、班業務の指揮総括	警戒本部又は、現地本部への報告
同上副班長	1. 班長の補佐及び、班長に事故あるときの職務代理	
企画評価チーム	1. 放出源及び気象情報の分析に関すること 2. 緊急時モニタリング実施計画の策定に関すること 3. モニタリング作業全般に関する指示に関すること 4. モニタリング結果の評価に関すること 5. 被ばく線量の推定・評価に関すること 6. モニタリング要員の被ばく管理に関すること	モニタリング班長への報告
情報連絡チーム	1. 放出源情報及び気象情報の収集に関すること 2. モニタリング要員の派遣要請に関すること 3. 現地調査チームとの連絡に関すること (指示伝達及び情報収集)	企画評価チームへの報告*
監視解析チーム	1. 連続モニターによる監視に関すること 2. SPEEDIネットワークシステムによる情報の収集及び解析に関すること	企画評価チームへの報告*
分析測定チーム	1. 積算線量測定に関すること 2. 環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定に関すること 3. 現地調査チームの機材準備に関すること	企画評価チームへの報告*
現地調査チーム	1. 移動観測車による気象及び放射線の測定に関すること 2. 可搬型ポスト及びサーベイメーターによる放射線の測定に関すること 3. 飲料水、農畜産物、土壌等環境試料の採取に関すること 4. 大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取に関すること 5. 積算線量計の配置及び回収に関すること	情報収集チームへの報告 分析測定チームへの報告

*警戒配備体制の時は、班長へ報告

図3-1 モニタリング班の業務フロー



4. 測定項目及び測定地点

緊急時の測定項目及び測定地点等は、6.モニタリングの段階的実施の表を参考にしながら気象状況等を考慮して決定する。

5. 測定方法

測定方法は、次の表を参考にして立案、決定する。

表4-1 環境モニタリングにおける測定方法

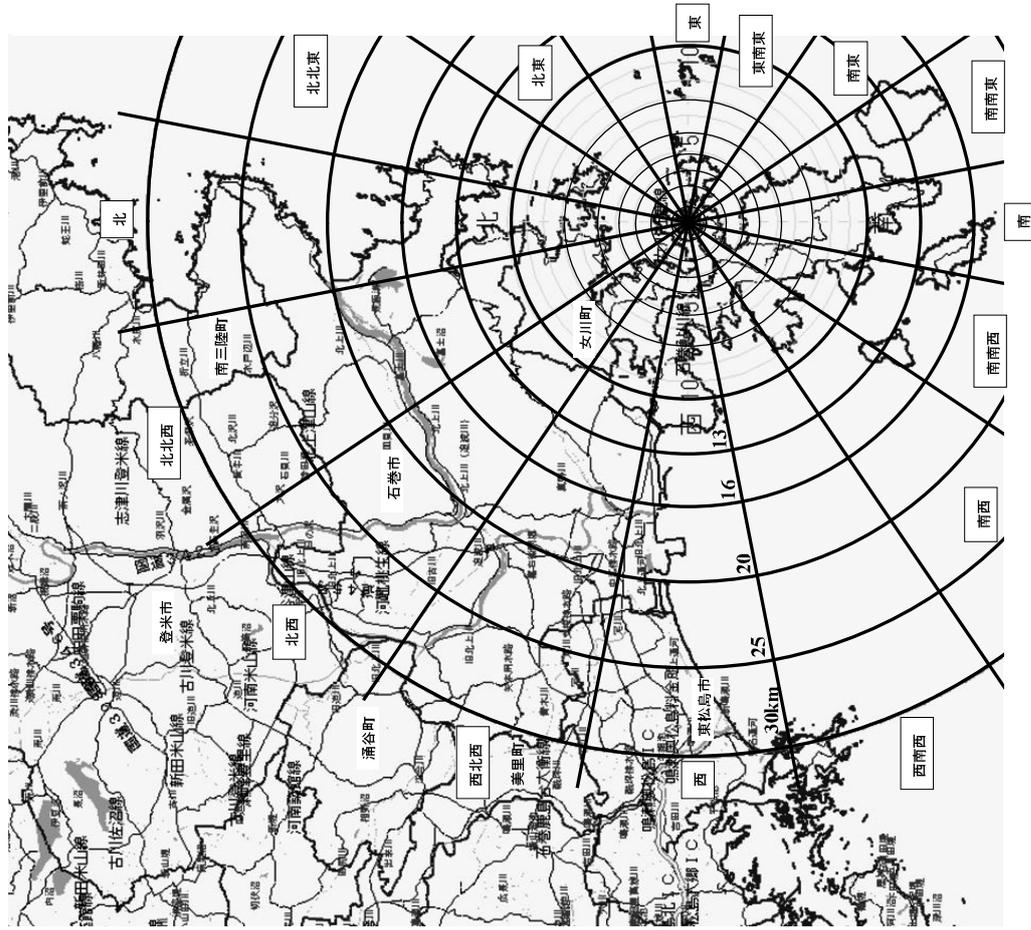
測定項目	測定機材等	測定・観測方法
空間放射線線量率	伝送式可搬型モニタリングポスト 可搬型ガンマ線スペクトロメータ (NaI(Tl))	選定地点での連続測定
	電離箱式サーベイメーター等	選定地点での測定
	モニタリングカー NaI(Tl)シンチレーション検出器	走行サーベイ及び選定地点での測定
積算線量	蛍光ガラス線量計(RPLD)	指定地点での測定 運転時給コンテナ使用
大気中放射性ヨウ素及びその他の放射性核種濃度	ダストサンプラー 可搬型ガンマ線スペクトロメータ(Ge) Ge半導体検出器	現地での測定
環境試料中の放射性ヨウ素およびその他の放射性核種濃度	可搬型ガンマ線スペクトロメータ(Ge) Ge半導体検出器	
気象	露場、気象観塔 風向、風速等	テレメーターによる連続測定
	モニタリングカー 風向、風速等	選定地点での測定

6. モニタリングの段階的実施

モニタリングは、防災対策を効果的に実施するために段階的に行うものとする。

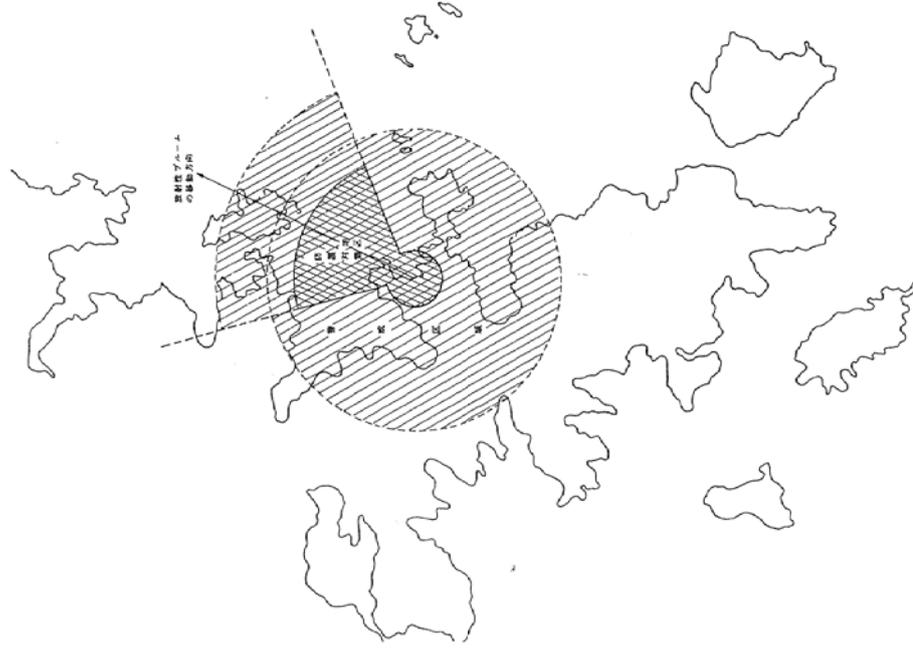
モニタリング実施段階	災害対策新設段階		災害対策整備段階	
	警戒配備段階	特別警戒配備段階	警戒増設段階	警戒増設段階
配備時期	警戒配備体制の時 (原力発電所において事故が発生し、又はそれに先行する事象が検知されたとき)	特別警戒配備体制の時 (施設のパラメータ等が警戒事態(Alert)に相当するようになり、緊急時活動レベルに至った場合等(原力発電所のモニタリングがリスト又は原守対策範囲に期間における風のモニタリングステーション等によって1マイル範囲にわたる風の放射線量が検出された場合を含む))	災害対策本部設置の時 (1) 施設のバリエーション等が警戒事態(Alert)に相当するようになり、緊急時活動レベルに至った場合(原力発電所のモニタリングがリスト又は原守対策範囲に期間における風のモニタリングステーション等によって1マイル範囲にわたる風の放射線量が検出されたとき、) 3. 原力緊急事態宣言が発表されたとき、 4. その他特に知事が必要と認められたとき、)	災害対策本部モニタリングに引き継ぎ実施 (より広い地域につき、放射線及び放射性物質の周辺環境に対する全体的影響を評価し、把握する必要があると認められた場合)
緊急事態区分	—	Alert	Site Area Emergency, General Emergency	Site Area Emergency, General Emergency
配置区分	警戒配備	特別警戒配備	警戒増設配備	警戒増設配備
モニタリングの目的	放射性物質の放出の有無を確認するとともに、緊急時モニタリング計画を策定するため、その可能性について状況を分析する。	放射性物質の風流から放出の有無を確認するとともに、緊急時モニタリング計画を策定するため、その可能性について状況を分析する。	適切な防護対策の決定に資するため、周辺環境における予測線量量を迅速に推定する。	住民の被曝量を把握し、併せて警戒中に放出された放射性物質の状況を把握する。
情報収集項目	1. 放出源情報 2. 放射線情報	1. 放出源情報 2. 放射線情報	1. 放出源情報 2. 放射線情報 3. SPEEDI情報	1. 放出源情報 2. 放射線情報
平常時測定項目	1. 空室放射線線量率 2. 積算線量 3. 気象	1. 空室放射線線量率 2. 積算線量 3. 気象	1. 空室放射線線量率 2. 積算線量 3. 気象	1. 空室放射線線量率 2. 積算線量 3. 気象
緊急時測定項目	1. 空室放射線線量率 2. 積算線量(積算線量計配置) 3. 大気中放射性ヨウ素濃度	1. 空室放射線線量率 2. 積算線量(積算線量計配置) 3. 大気中放射性ヨウ素濃度	1. 空室放射線線量率 2. 積算線量 3. 大気中放射性ヨウ素濃度 4. 環境試料(飲料水、野菜、原乳及び雨水)中のヨウ素濃度	1. 空室放射線線量率 2. 積算線量 3. 大気中放射性核種濃度 4. 環境試料中放射性核種濃度(落下物、農畜産物、地下水、陸上、存続した、指標物、魚介類、藻類、樹木、堆肥土、指標産物、雨水)
測定地点または試料採取地点	1. 移動観測車による空室放射線線量率の連続測定；当該時刻に予測されるおける風下軸約60度セクタ内の地点 2. 大気中放射性ヨウ素の各モニタリングステーションにおける採取 3. 積算線量 (イ)平常時ポイント(既設モニタリングポイント)28地点 (ロ)緊急時ポイント42地点	1. 移動観測車による空室放射線線量率の連続測定；当該時刻に予測されるおける風下軸約60度セクタ内の地点 2. 大気中放射性ヨウ素の各モニタリングステーションにおける採取 3. 積算線量 (イ)平常時ポイント(既設モニタリングポイント)28地点 (ロ)緊急時ポイント42地点	1. 移動観測車、伝送式可搬型ポスト、可搬型ガンマ線スペクトロメータ(Su-1(FI))等による空室放射線線量率の測定並びに、大気中の放射性ヨウ素の捕集および環境試料の採取 (イ)当該時刻に予測されるおける風下軸約60度セクタ内の地点 (ロ)空室放射線線量率及び大気中放射性ヨウ素濃度の出現予測地点近傍 (ハ)放射性ヨウ素濃度の出現予測地点を中心とする風下軸約60度セクタ内の地点 (ニ)風下方向の集積等 2. 積算線量 (イ)平常時ポイント(既設モニタリングポイント)28地点 (ロ)緊急時ポイント42地点	第1段階のモニタリングの概要を参考とし、必要と認められる地点 必要に応じて空からのモニタリングや毎でのモニタリングを実施する。
備考	移動観測車 2台(風、電力) 無線車 2台(電力×2) 衛星携帯搭載車 1台(風)	移動観測車 2台(風、電力) 無線車 2台(電力×2) 衛星携帯搭載車 1台(風)	移動観測車 2台(風、電力) 無線車 2台(電力×2) 衛星携帯搭載車 1台(風)	移動観測車 2台(風、電力) 無線車 2台(電力×2) 衛星携帯搭載車 1台(風)

資料3-7-1 防災対策区域図



国土地理院提供

資料3-7-2 緊急事態対策ゾーンの概念図



※原子力災害対策指針では、原子力施設の状況（E.A.I.による判断）及び緊急時モニタリング結果（O.I.による判断）に基づき、防護措置を講ずることを原則としている。

※ただし、「原子力事故の拡大を抑えるために講じられる措置のうち、周辺環境に影響を与えるような大気中への放射性物質の放出を伴うものを実施する際には、気象予測や大気中拡散予測の結果を住民等の避難の参考情報とする」ことや「避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ実施の判断を行う」ことが併せて規定されていることから、本概念図を引き続き掲載したものである。

資料 3-7-3 浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数

表-1 家屋の自然換気率

室 種 類	1時間換気回数 (注)
洋 室 (鉄筋コンクリート, 木造)	0.2~1
和 室 (ガラス戸)	0.3~2
(紙障子)	1~3.5

(注) 室内外温度差 4°~5°Cで静穏時における密閉差時の換気回数

表-2 家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の保護を行った場合の

1~5 μmの微粒子に対する除去効率

物 質	折りたたみ数	除去効率
男性用木綿ハンカチーフ	16	94.2%
トイレットペーパー	3	91.4
男性用木綿ハンカチーフ	8	88.9
男性用木綿ハンカチーフ	しわくちやにする	88.1
けばの長い浴用タオル	2	85.1
けばの長い浴用タオル	1	73.9
モスリンのシャツ	1	72.9
ぬれたけばの長い浴用タオル	1	70.2
ぬれた木綿のシャツ	1	65.9
木綿のシャツ	2	65.5
ぬれた女性用木綿ハンカチーフ	4	63.0
ぬれた男性用木綿ハンカチーフ	1	62.6
ぬれた木綿衣服	1	56.3
女性用木綿ハンカチーフ	4	55.5
レイヨンスリッパ	1	50.0
木綿衣服	1	47.6
木綿のシャツ	1	34.6
男性用木綿ハンカチーフ	1	27.5

(注) 表2は一般公衆が家庭内の手近にある布や衣類を使用した場合のエアロゾルの除去効率のめやすを示すものである。この除去効率は、人の呼吸方法及び衣類の使用方法によって大きく変わらうものであることに留意すべきである。

表-3 浮遊放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低 減 係 数
屋 外	1.0
自 動 車 内	1.0
木 造 家 屋	0.9
石 造 り 建 物	0.6
木 造 家 屋 の 地 下 室	0.6
石 造 り 建 物 の 地 下 室	0.4
大きなコンクリート建物 (扉及び窓から離れた場合)	0.2 以下

表-4 沈着した放射線物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低 減 係 数
理想的な平滑な面上 1m (無限の広さ)	1.00
通常の土地の条件下で地面から 1mの高さ	0.70
平屋あるいは2階建ての木造家屋	0.40
平屋あるいは2階建てのブロックあるいは煉瓦造りの家屋	0.20
その地下室	0.10以下
各階が約 450m ² ~900 m ² の面積の 3~4 階建て建物 1階及び2階	0.05
その地下室	0.01
各階の面積が約 900 m ² 以上の多層建築物上層	0.01
その地下室	0.005

※甲狀腺被ばくに対する屋内退避等の有効性については、米国環境保護庁の研究によれば、気密性の高い建物で20分の1から70分の1に、通常の換気率の建物で、4分の1から10分の1に甲狀腺線量が低減することが示されている。さらに、口や鼻をタオル等で保護することによって、表-2の低減効果が得られる。

資料 3-1-0-2 一般傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等

【石巻地区広域行政事務組合消防本部】

所 属 名	所 在 地	電話番号	救急車両数 (台)	救急隊員数 (人)
石巻消防署	石巻市大橋一丁目1-1	0225-95-7112	3 (2)	3
石巻消防署 南 分 署	石巻市双葉町6-27	0225-22-2282	1	兼務 3
石巻消防署 渡波出張所	石巻市渡波町一丁目2-32	0225-24-0601	1	3
河北消防署	石巻市成田字小塚真畑17-1	0225-62-3119	1	兼務 3
河北消防署 桃生出張所	石巻市桃生町城内字嶺前10	0225-76-2356	1	兼務 3
河北消防署 北上出張所	石巻市北上町橋浦字大須215 石巻市北上保族センター敷地内 仮設庁舎	0225-67-2042	1	兼務 3
矢本消防署	東松島市矢本字上河戸245	0225-82-2147	1	3
矢本消防署 河南出張所	石巻市前谷地字黒沢前5-1	0225-72-3192	1	兼務 3
矢本消防署 鳴瀬出張所	東松島市野蒜字亀岡80 野蒜小学校敷地内 仮設庁舎	0225-88-2119	1	兼務 3
女川消防署	女川町女川浜字大原376 仮設庁舎	0225-54-2119	1	兼務 3
女川消防署 雄勝出張所	石巻市雄勝町小島字和田18-13 仮設庁舎	0225-57-2479	1	兼務 3
女川消防署 牡鹿出張所	石巻市鮎川浜鬼形山1番地13 石巻市役所牡鹿総合支所内	0225-45-3174	1	兼務 3

() は非常車を再掲

【大崎地区広域行政事務組合消防本部】

所 属 名	所 在 地	電話番号	救急車両数 (台)	救急隊員数 (人)
遠田消防署	涌谷町字関谷沖名303-1	0229-43-2351	2	18 (内9名兼務)
古川消防署 志田分署	大崎市鹿島台木間塚字小谷地269-1	0229-56-2546	1	兼務 9

(平成25年4月現在)

【気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部】

所 属 名	所 在 地	電話番号	救急車両数 (台)	救急隊員数 (人)
南三陸消防署	南三陸町志津川字沼田100-61	0226-46-2677	1	専任4 兼任20
南三陸消防署 歌津出張所	南三陸町歌津字枅沢28-1	0226-36-2222	1	専任4 兼任8

(平成25年4月現在)

【登米市消防本部】

所 属 名	所 在 地	電話番号	救急車両数 (台)	救急隊員数 (人)
登米市消防署	登米市迫町森字平柳25番地	0220-22-2119	2 (1)	11
登米市消防署 東出張所	登米市東和町米谷字ぜん荷44番地2	0220-42-2119	1	兼務 6
登米市消防署 西出張所	登米市南方町塚田38番地	0220-58-2119	1	兼務 6
登米市消防署 南出張所	登米市豊里町十丁目1番地3	0225-76-4119	1	兼務 6
登米市消防署 北出張所	登米市石越町南郷字愛宕81番地	0228-34-2119	1	兼務 6
登米市消防署 津山出張所	登米市津山町柳津字谷木195番地1	0225-68-3119	1	兼務 6

(平成24年12月現在)

() は非常車を再掲

異常事態連絡様式 (第2報以降) (事業所外運搬)

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成____年__月__日 (第__報) 内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 国土交通大臣, _____都道府県知事, _____市町村長 殿 (原子力防災管理者) 通報者名 _____ 連絡先 TEL (_____)	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。	
原子力事業所の名称および場所	名称：東北電力(株) _____ 原子力発電所 (事業区分：電気事業) 場所： _____ 都道府県 _____ 市区町村
特定事象の発生箇所	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
特定事象の発生時刻	事業所外運搬放射線量異常, 事業所外運搬放射性物質漏えい 原子力緊急事態に該当 (□する, □しない)
発生し、特定事象の概要	特定事象の種類
	想定される原因
検出された放射性物質の状況または主な施設・設備の状況等	<input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 調査中 別紙を参照
	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者__名 要救助者__名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：_____ <input type="checkbox"/> 有：_____
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況および汚染拡大の有無 (確認時刻__時__分)
	気象情報 (確認時刻__時__分)
	周辺環境への影響 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：_____
	応急措置 _____

【別紙：輸送容器に関するパフォーマンス】

1. 輸送容器の状態

項目	確認時刻 (__ 日 __ 時 __ 分)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災 ・ 爆発 ・ 漏えい 	
特記事項	

2. 放射性物質または放射線の放出状況

項目	確認時刻 (__ 日 __ 時 __ 分)
放射性物質	
放射線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式（事業所外運搬）

<p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣 _____ 都道府県知事， _____ 市町村長 殿 (原子力防災管理者) 通報者名 _____ 連絡先 TEL (_____)</p>	
<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り報告します。</p>	
原子力事業所の場所及び名称	東北電力株式会社 _____ 原子力発電所
原子力緊急事態に該当する事象の発生箇所	_____ 都道府県 _____ 市区町村 _____
原子力緊急事態に該当する事象の発生時刻	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (24時間表示)
発生した原子力緊急事態に該当する事象の概要	事業所外運搬放射線異常 事業所外運搬放射性物質漏えい
原子力緊急事態に該当する事象の種類	
想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定 _____ <input type="checkbox"/> 調査中
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	※別紙参照
その他事象の把握に参考となる情報	_____ _____ _____

※別紙は、【異常事態連絡様式（第2報以降）（事業所外運搬）】に定める別紙に同じ。

(Intentionally Blank)

第 4 章

(Intentionally Blank)

資料 4-5-1 被災地住民登録様式

第 号	(ふりがな) 氏 名		性 別	男	女
	生年月日 明 大 昭 平		年	月	日
被災地住民登録票	職 業	年 齢	歳		
	本 籍				
	住 所				
	電 話 番 号				
	災害発生時の 場 所	(地名番地) 屋内 (木造 コンクリート 石造) 屋外			
	災害現場からの距離 (km)				
災 害 発 生 直 後 の 行 動	0～10分	10分～20分	20分～30分	30分～1時間	
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	
	1時間～	1時間30分	2時間～	2時間30分	
	1時間30分	～2時間	2時間30分	～3時間	
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	
	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	
	表 処 置	表 処 置	表 処 置	表 処 置	
	被ばく程度				
	皮 膚				
	衣 服				
	測定器・測定方法及び測定者				
	衣 服	A B (携行 支給)			
	身 体	A B C D			
	医療措置	A B C D E			
	被災その他 措置状況				
	被ばく当時の 急性症状				

避難場所名	年 月 日	この登録票について
避難期間	年 月 日	1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから大切に保存してください。
そ の 他 参 考 事 項	【ヨウ素剤の服用状況】 服用した ・ 服用していない 【いつ?】 _____	2 住所や氏名が変わったときはすぐその旨を届出てください。
	【何錠?】 _____	3 この登録票をなくしたり、使用できないときは再交付を申し出てください。
	【現在、体の具合が悪くて病院などにかかっている?】 いる ・ いない	4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはなりません。
	【病名?】 _____	
	【病院名?】 _____	
	【現在、何か薬を常用している?】 いる ・ いない 【何?】 _____	
	【何故?】 _____	
	【最終月経?】 _____ 月 _____ 日 ・ 閉経	
	【現在の健康状況?】 よくない ・ とくに問題はない 【薬物・食物アレルギーの有無】 ある ・ ない 【コメント欄】 _____	
	面談者氏名 _____ 【署名】 _____	
発行年月日	年 月 日	
発 行 者	市町村長 氏名 _____ 印 _____	
(除染その他措置状況欄記載上の注意) 衣 服 A 更衣せず B 更衣済 身 体 A 無処理 B 水による洗浄 C 洗剤による洗浄 D 特殊洗剤による洗浄 医療措置 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治 療 F 特 殊		

※下線部は原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルに掲載されている項目

(Intentionally Blank)

(Intentionally Blank)